

コーナンPayカード規約

第1条（目的）

本規約は、コーナン商事株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するコーナンマネー（以下「マネー」といいます。）の利用条件について規定するものであり、利用者がコーナンPayカード（以下「本カード」といいます。）を使用してマネーを利用するにあたり本規約が適用されます。なお、コーナンPayサービス（以下「本サービス」といいます。）に関連して当社またはコーナンマネー取扱店（以下「取扱店」といいます。）が提供するサービスについては、本規約と併せて当社または取扱店が別途定める規約が適用されます。

第2条（用語）

本規約において使用する用語の定義は、別途定義されない限り、次のとおりとします。

- (1) コーナンマネー（「マネー」）とは、当社が発行し、本カードを介して所定のサーバーに記録される流通貨幣に相当する価値をいいます。なお、チャージによって加算されたマネーを「チャージマネー」、当社および取扱店等から、チャージ時に付与されるマネーを「チャージ特典マネー」、利用登録時等、当社所定の条件にて付与されるマネーを「期間限定マネー」と称するものとします。
- (2) コーナンPayサービス（「本サービス」）とは、利用者が取扱店に対し、物品（商品券その他金券類、切手、はがき、印紙類、取扱店指定の一部商品を除く）・サービス等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により本カードにチャージされたマネーを利用することで、当社または取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) コーナンPayカード（「本カード」）とは、利用者がマネーを管理および利用するためのバーコードが記載され、本規約末尾に記載されているコーナンPayマークの付されたカードをいいます。
- (4) 利用者とは、本カードの保有者であって、本規約に基づき本サービスを利用される方をいいます。
- (5) 利用登録者とは、当社所定の利用登録書等において、当社所定の手続きに従い届出し、本サービスの利用登録をされた（以下「利用登録済」といいます。）個人の方をいい、原則1人1カード番号について登録ができるものとします。また、利用登録時に一部情報の届出がなくても利用登録を認める場合がありますが、その場合、利用登録者は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があること、また、利用登録時に当該届出を行った場合であっても、当該情報が当社に登録されるまでに、一定の期間を要することを承諾するものとします。なお、同一の方が複数の本カード（利用登録していないカード等）を保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の利用者として取扱われます。
- (6) コーナンマネー取扱店（「取扱店」）とは、当社またはコーナンPayサービス利用取扱店契約を締結している当社グループ会社等、本サービスの利用により、利用者に商品等の販売または提供を行うものをいいます。なお、具体的な取扱店の場所や情報に関しては、本規約附則に記載されたコーナンPayサービスお問い合わせ窓口にお電話でお問い合わせいただくか、

- 当社ホームページ (<https://www.hc-kohnan.com/>) でご確認ください。
- (7) チャージとは、利用者が、当社所定の方法により、本カードにマネーを加算することをいいます。
 - (8) コーナンマネー残高（以下「マネー残高」といいます。）とは、本カードにチャージもしくは特典として付与され、利用者が利用することのできるコーナンマネーの量をいいます。
 - (9) 利用端末とは、取扱店または取扱店の指定する場所に設置された、マネーの読取りおよび引き取り、取引データの記録その他のマネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
 - (10) チャージ端末とは、チャージを行うための機器をいいます。

第3条（カードの発行）

1. 当社は、取扱店での受付もしくはそれに準ずる方法にて本カードを発行します。本カードは、利用者本人以外は使用できません。また、当該本カードの所定欄に利用者自身の署名を行なっていただくものとします。
2. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードを貸与・譲渡・売却・担保提供その他の処分をなすことや、カード番号その他の本カード固有の情報を当社または取扱店以外の第三者に情報提供することもできません。当社は、利用者が前記に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等は一切関与しないものとし、かつ一切の責任を負わないものとします。
3. 利用登録者は、利用登録者が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

第4条（不正使用等）

利用者は、本カードおよび本カードに記載のバーコード等の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第5条（チャージ）

1. 利用者は、当社所定場所・方法にて1,000円単位でチャージすることができます。
2. 利用者は、1枚の本カードに対して、マネー残高200,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回にチャージできる金額は、49,000円を限度とします。

第6条（本サービスの利用）

1. 利用者は、取扱店で本サービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他金券類、切手、はがき、印紙類、取扱店指定の一部商品について、取扱店により利用を制限する場合があります。
2. 利用者が取扱店で本サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、利用者の本カードから利用額に相当するマネーが差し引かれ、利用端末に当該マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
3. 利用者は、取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、利用者はその不足額を当社または取扱店が定める方法により、支払うものとします。
4. 利用者は、取扱店において、商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる本力

ードの枚数は、1回の支払（1決済）につき、1枚に限ります。1回の支払（1決済）に複数枚の本カードのマネー残高を合算して利用することはできません。

5. 利用者は、本サービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示されるマネー残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、利用者は、当該マネー残高について誤りがないことを確認したものとみなします。

第7条（マネー残高の確認）

1. マネー残高は、本規約第6条5項に規定するレシートによるほか、利用端末およびチャージ端末ならびに取扱店にて本カードを提示していただくことにより確認することができます。
2. 前項のほか、利用者は、マネー残高を当社の指定するWebサイト（<https://www.vcsys.com/s/hc-kohnan/m/>）により確認することができます。この場合、16桁のカード番号と6桁のPIN番号が必要です。

第8条（コーナンマネーの合算）

1. 利用者は、当社が別途定める場合を除き、マネーを他の本カードに移転することはできません。
2. 当社が別途定める基準にて移転を認められた場合は、移転したマネー残高等の利用期限その他条件については、データ移転時点を起点として、当社所定基準にて利用期限延長等の条件変更を行う場合があります。ただし、移転先の本カードのマネー残高が200,000円を超える場合は、移転できないものとします。また、マネー残高の移転の取り消しはできないものとします。

第9条（発行手数料）

1. 利用者は、本カードの発行に伴い、当社所定の発行手数料として1枚あたり100円（税込）を支払うものとします。また、再発行については、当社所定の再発行手数料として1枚あたり100円（税込）を支払うものとします。
2. 当社は、理由の如何に問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第10条（本サービスの利用ができない場合）

利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、本サービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびにマネー残高およびチャージ特典マネー、期間限定マネー等内訳を確認することができません。

- (1) 本サービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) 本カード・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響・停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第11条（利用登録者の退会および利用者の資格喪失）

1. 利用登録者は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、利用登録者資格が喪失されます。また、退会后引き続き当該本カードを、本規約に従い利用することはできますが、マネー残高の現金による払

戻しはできません。

2. 利用者が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により利用者資格を取消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、利用者によるマネーの利用を直ちに中止させ、マネー残高をゼロとすることができます。また、利用者であった者は、自らの責任において直ちに切断のうえ破棄するものとします。
 - (1) 本カードまたはマネーを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - (2) 本カードまたはマネーを不正に使用・利用した場合。
 - (3) 利用登録者が利用登録書等に記載した事項が事実と異なる場合。
 - (4) その他、利用者が本規約に違反した場合。（記載時においては、事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）
 - (5) 上記に準ずる行為があり、当社が利用者として不適格と判断した場合。
3. 利用者が死亡した場合には、利用者資格は喪失され、一切の本サービスを利用できなくなります。この場合マネー残高はゼロとなり、また現金の払戻しも行われません。

第12条（換金等不可）

本規約第20条2項の場合を除き、マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第13条（カードの破損、汚損時の再発行等）

1. 利用登録者が破損、汚損を理由に本カードの再発行を希望し、当社所定の方法による本人確認が完了し、かつ当社がこれを認めた場合に限り、破損、汚損した当該本カードと引き換えに、当社所定の方法に基づいて新しい本カードを再発行します。（ただし、汚損の原因が利用者の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定番号が判読可能である必要があります。）なおこの場合、再発行手数料として1枚あたり100円（税込）をお支払いいただきます。また、再発行した本カードはデザインが変更される場合があることを利用者は承諾するものとします。
2. カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
3. 本条1項により本カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたマネー残高が、再発行された本カードに、当社所定の期間経過後引き継がれるものとします。
4. 利用登録済でない本カードは、破損、汚損等による再発行はできません。

第14条（カード紛失時の再発行等）

1. 当社は、利用登録者から紛失・盗難等により本カードを喪失した旨の届け出があった場合、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限り、当該本カードについて、使用停止措置をとるものとします。
2. 当社は、第三者から拾得した本カードの届け出があった場合、当該本カードについて、使用停止措置をとる場合があります。
3. 前項の場合、利用登録者は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
4. 本条1項および2項の使用停止措置は完了するまでに一定期間を要することを利用登録者はあらかじめ了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

5. 当社は、紛失・盗難等により利用登録者が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、新しい本カードを再発行します。この場合、利用登録者は本人確認等、当社所定の手続きを完了するとともに、再発行手数料として1枚あたり100円(税込)をお支払いいただくものとします。なお、再発行した本カードはデザインが変更される場合があることを利用登録者は承諾するものとします。
6. 前項により本カードが再発行された場合、当社による本カードの使用停止措置が完了した時点のマネー残高が再発行された新しい本カードに引き継がれるものとします。
7. 利用登録済でない本カードは、紛失・盗難等による使用停止措置、再発行はできません。

第15条（取扱店との紛議）

1. 利用者が、本サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、利用者と取扱店との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、利用者は、当社および当該取扱店に対し、マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第16条（個人情報の収集・利用）

利用登録者（本条においては、本サービスの利用登録をしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、利用登録者が利用登録時および利用登録後に当社に届け出た事項および本サービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「コーナンPay個人情報の取扱い方針」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

第17条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当する場合は、当社は利用者の本カードの利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、利用者の本カードを当社にお引渡しいただくものとします。
 - (1) 利用者が不正な方法により本カードを取得され、または、利用者が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
 - (2) 本カードが改ざん、偽造、または変造されたものである場合。
 - (3) 本規約に違反した場合。
 - (4) その他、本カードの利用が不正であると当社が認める場合。
2. 当社は前項各号の疑いがある場合、調査のため一時的に当該本カードをお預かりできるものとします。
3. 利用者は、本条1項各号の場合においても、払い戻しまたは、本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

利用登録者（本条においては本サービスの利用登録をしようとする方を含みます。）を含む利用者は、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第19条（規約の変更）

1. 当社は、当社所定の方法により事前に利用者に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、利用者がチャージ、

本サービスを利用した商品等の購入をした場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

2. 前項の告知がなされた後、利用者に異議がなく1カ月が経過した場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第20条（本サービスの終了）

1. 当社は、次のいずれかの場合には、利用者に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、本サービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
- (2) 法令の改廃。
- (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。

2. 前項の場合、利用者は当社の定める方法により、マネー残高（ただし、チャージマネーに対応するものに限り、）に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから3年経過した場合には、利用者は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第21条（利用期限に関する制限）

1. 本カードを最後に利用（利用とは、チャージおよび当該本カードによる商品購入による利用をさします。）した日の翌日を起算日として原則、3年間利用がない場合、当該本カードは無効となり、当該本カードのマネー残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。ただし、本規約第8条2項の別カードへのマネー残高の移転および第13条1項、第14条5項の再発行等による場合は、起算日および利用期限条件が当社の所定の基準にて変更される場合があります。
2. 利用者は、前項の利用期限が到来した本カードのマネー残高の利用、払戻しの請求等、当該本カードに関する一切の権利の行使ができないものとします。
3. 利用者は、本カードを長期間にわたって利用されない場合は、本条1項の利用期限について十分注意しなければならないものとします。

第22条（制限責任）

本規約第10条に定める理由およびその他の理由により、利用者が本サービスを利用することができないことで、当該利用者に生じた不利益または損害について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きますが、この場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

第23条（免責）

当社は、本カードを当社および取扱店で利用しようとする者が、当該本カードの正当な保有者であるとみなすこととし、当該本カードの保有者が正当な権利を有するか否かを確認する必要がないものとします。

第24条（通知の到達）

当社が、利用者に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は利用登録者から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第25条（業務委託）

当社は、本規約に基づく本サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第26条（合意管轄裁判所）

利用者は、本規約に基づく取引に関して、当社および取扱店との間に紛争が生じた場合には、当社および取扱店の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第27条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

附則 本規約は2020年6月22日適用します。

【コーナンPayカードに付されるコーナンPayマーク】

 **コーナンPay**

【ご相談窓口】

コーナンPayサービスに関するご質問またはご相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記の窓口までご連絡ください。

●コーナンPayサービスに関するお問い合わせ窓口

コーナンPayサービス窓口

* 紛失、盗難等に関する使用停止のお問い合わせ（24時間 365日受付）

* その他、カードに関するお問い合わせ

（9：00～17：00 土・日・祝・年末年始休業）

〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番17号

フリーダイヤル 0120-057-257

コーナンPayサービス個人情報の取扱い方針

本方針において使用する用語は別段の定めのない限りコーナンPayカード規約における用語と同様の意味とします。

第1条（目的）

1. 利用登録者（本サービスの申込をしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、利用登録者が申込時および入会後に当社に届け出た事項および本サービスの利用履歴・お問合わせ内容（電話の録音等による音声情報を含みます。）等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が必要な保護措置を行ったうえで次の目的のために収集・利用することに同意します。なお、利用登録者は、利用登録者が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾します。
 - （1）本サービスおよび特典サービス、クーポン等の提供のため。
 - （2）マネーおよびサービス・商品を開発するため。
 - （3）商品等の承り・お引渡し、発送、配送およびリフォーム工事、レンタルサービス、介護法に基づく各種サービス等の承り、管理に利用するため。
 - （4）商品等の補償、加工、修理、アフターサービスに利用するため。
 - （5）市場調査、商品開発に利用するため。
 - （6）クレジットカード事業、集金代行業、個別信用購入あっせん事業、保証事業、保険代理店事業、金融商品仲介事業に利用するため。
 - （7）当社のご優待、商品情報、その他販売促進等の情報提供に利用するため。
 - （8）上記各号の事業に関する営業情報・お得情報その他の情報のご案内（お電話、Eメール等）および宣伝物、印刷物の送付のため。
 - （9）当社が提携した企業から受託した営業情報・お得情報のご案内（お電話、Eメール等）および宣伝物、印刷物の送付のため。
 - （10）音声情報については、利用登録者からのお問合わせ等の内容および当該お問合わせ等に対する当社の対応を記録し、必要に応じて確認することにより、適切な対応をするため。
 - （11）本方針第3条1項3号に掲げる目的のため。
2. 利用登録者は、当社が各種法令の規定により提出をもとめられた場合およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することにあらかじめ承認するものとします。

第2条（業務委託）

当社が前条に定める目的にかかる業務を第三者に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前条により収集した個人情報を当該委託先に預託する場合があります。

第3条（共同利用）

利用登録者は、個人情報を当社と本項2号記載の者（以下「共同利用者」といいます。）が次のとおり共同して利用することに同意します。

（1）共同利用する個人情報の項目

利用登録者の氏名・生年月日・住所・電話番号・その他利用登録者が入会申込時お

および入会後に当社に届け出た事項および本サービスの利用履歴等の情報。

(2) 共同利用者の範囲

当社および当社グループ会社、その他関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店。

(3) 共同利用の目的

- ①特典サービス、クーポン等の提供のため。
- ②共同利用者が取扱うサービス・商品の開発のため。
- ③共同利用者が取扱うサービス・商品についてのお得情報その他の情報のご案内および宣伝物、印刷物の送付のため。
- ④共同利用者の店舗等でお買物に関するご連絡やご案内のため。
- ⑤利用登録者からのお問い合わせに対する回答、ご請求いただいた資料の送付のため。
- ⑥利用登録者が応募したキャンペーンなどの景品の発送や発送状況など関連する情報をご案内するため。

(4) 個人情報の管理についての責任

個人情報の管理についての責任は当社が有するものとします。

第4条（共同利用の中止）

当社は、本方針第1条1項9号、10号、第3条1項3号③により同意を得た範囲内で当社または共同利用者が当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社および共同利用者での利用を中止する措置をとります。

第5条（同意がない場合）

当社は、利用登録者が利用登録の申込みに際して、記入項目の全部または一部の記入を希望されない場合、または本方針に定める個人情報の取扱いについて同意されない場合は、利用登録をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。また、当該利用登録者は、当社が利用登録を認める場合でも、当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があることを承認するものとします。

第6条（ご案内等の中止）

本方針第1条1項9号、10号、第3条1項3号③に定めるお得情報のご案内に対する中止の申し出をいただいても、利用登録をお断りすることや退会の手続きをとることはございません。また、中止の申し出の後、再度お得情報のご案内を希望される場合は、当社が再開の措置をとります。

第7条（管理）

当社および共同利用者は、本方針第3条により共同利用する個人情報を厳正に管理し、利用登録者のプライバシー保護に十分に注意を払うとともに本方針第3条1項3号に定める目的以外には利用しないものとします。

第8条（開示）

利用登録者は、当社に対して、ご自身に関する個人情報を開示するよう請求できます。また、万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

個人情報の開示・訂正・削除等の利用登録者の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記におたずねください。

コーナン商事株式会社 お客様サポート部
(9:00~17:00 土・日・祝・年末年始休業)
〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番17号
フリーダイヤル 0120-04-1910

附則 本個人情報の取り扱い方針は2020年6月22日から適用します。

コーナンPay特典サービス特約

第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、コーナンPayサービスの利用者に対する付帯サービスとして提供される、利用者がマネーをチャージすること等により、当社の管理する特典である「チャージ特典マネー」ならびに「期間限定マネー」（以下、単に「特典」といいます。）を付与され、付与された特典を本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「特典サービス」といいます。）について定めることを目的とします。
2. 特典サービス以外の事項に関しては、当社または、取扱店が別途定める規約に従うものとしします。

第2条（特典取扱店）

1. 特典サービスを提供することを当社との間で合意した取扱店（以下「特典取扱店」といいます。）と当社は、本特約に定めるところにより特典サービスを提供します。
2. 特典取扱店は、本特約附則に記載されたコーナンPayサービスお問い合わせ窓口にお電話でお問い合わせいただくか、
当社ホームページ（<https://www.hc-kohnan.com/>）でご確認いただけます。

第3条（特典付与の方法）

1. 利用者が、本サービスを利用し、当社および特典取扱店でマネーをチャージした場合に「チャージ特典マネー」が付与され、チャージを行った本カードを介して、所定のサーバーに記録されるものとしします。
2. 当社および特典取扱店が別途定める基準を満たした場合は、当社および特典取扱店の判断にて、当該本カードに対し「期間限定マネー」が付与され、所定のサーバーに記録されるものとしします。
3. 特典付与率や付与日等の付与方法は特典取扱店により異なります。
4. 当社または特典取扱店は、本条1項および2項に定める場合のほか、一定の条件を定め、その条件を満たした利用登録者の本カードに対して特典を付与することがあります。

第4条（特典利用について）

1. 付与された特典は、当社もしくは取扱店にて商品等の購入に利用することができます。
2. マネーを当社もしくは取扱店にて商品等の購入に利用する場合は、利用期限が短いものから優先して差し引かれます。利用期限が同じ場合、優先的に差し引かれる順序は、①期間限定マネー、②チャージ特典マネー、③チャージマネーの順となります。
3. 特典を換金することはできません。

第5条（特典残高の確認等）

1. 特典残高は、本カードを利用した場合に当社および取扱店店舗等において交付されるレシートによるほか、利用端末およびチャージ端末ならびに取扱店にて本カードを提示していただくことによりマネー残高の内訳として確認することができます。
2. 前項のほか、特典残高は、当社の指定するWebサイト（<https://www.vcsys.com/s/hc-kohnan/m/>）により確認することができます。この場合、16桁のカード番号と6桁のPIN番号が必要です。
3. 利用者が商品等の購入にマネーを利用する場合、本特約第4条2項の優先順位で差し引かれるため、特典付与後利用者が、特典残高を確認しないまま商品等の購入に利用し

た場合、すでに差し引かれた特典残高を確認することができない場合があります。

第6条（カード再発行時の特典について）

利用者が本カードを破損または紛失し、コーナンPayカード規約第13条、第14条に基づき、破損または紛失した当該本カードのマネー残高を新たなカードに引き継いだ場合には、当社所定の方法により確認された特典残高が新たなカードに引き継がれるものとします。なお、使用停止措置が完了する前に第三者にマネー残高を使用された場合など、当社所定の方法により確認ができなかった特典については、当社および特典取扱店等は一切責任を負いません。

第7条（特典の付与ができない場合）

1. 利用登録者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、特典付与ができません。
 - (1) 本カードが破損している場合。
 - (2) 本サービスシステムのシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止している場合。
 - (3) 停電、システム障害その他やむを得ない事情がある場合。
 - (4) 本カードの利用者が、本特約またはコーナンPayカード規約に違反し、または違反するおそれがある場合。

第8条（特典の利用期限）

1. 特典の利用期限は、チャージ特典は付与された日から3年を経過した日をもって、期間限定特典については付与された日から当社所定の期限をもって、自動的に喪失するものとします。ただし、付与後利用がある場合は、その利用日を起算日として変更される場合があります。
2. 利用期限までに使用されなかった特典は失効するものとします。
3. 利用登録者が退会し、引続き当該本カードを利用する場合は、特典残高は本特約に従い利用できるものとします。ただし、特典残高の現金による払戻しはできません。なお、利用者資格を喪失した場合は、特典残高は失効するものとします。

第9条（特典譲渡等の禁止）

1. 利用者は、特典を他人に貸与し、譲渡し、または質権等の担保の設定を一切することができないものとします。
2. 当社は、利用者が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切の責任を負わないものとします。

第10条（制限責任）

1. 当社は、特典に関して利用者が生じた不利益または損害等について、当社および特典取扱店は責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きますが、この場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 特典の取得、保有、利用等にともない、公租公課その他費用が発生する場合には、利用者がこれを負担するものとします。

第11条（本特約の変更）

1. 当社は、当社所定の方法により事前に利用者に対して変更内容を告知することで、本特約を変更することができるものとします。

2. 前項の告知がなされた後、利用者に異議がなく1カ月が経過した場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第12条（コーナンPay特典サービスの終了）

当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により、利用者に対し事前に当社所定の方法で周知したうえで、コーナンPay特典サービスを全面的に終了することができるものとします。

附則

本特約は、2019年4月1日から適用します。